

訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示

2024年度診療報酬に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されたことを踏まえて、当ステーションでは訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

【対象者】

訪問看護管理療養費を算定する者（医療）

【算定要件】

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして中四国厚生局に届け出た当ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者様の診療情報を取得し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合、訪問看護医療DX情報活用加算として、利用者1名につき下記算定料の算定をすることが出来ます。

加算の種類	算定料
訪問看護医療DX情報活用加算	50円／月

【訪問看護医療DX情報活用加算の施設基準】

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定するオンライン請求を行っていること
2. 健康保険法第三条第十三項に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること
3. 医療DX推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること

令和7年4月1日
ライフステップ創訪問看護ステーション
管理者 西田 美幸